

◎新潟県告示第881号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションさわやか苑長岡藤沢	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメディコ	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年5月17日	平成25年6月15日
介護老人保健施設みどり苑	新潟県胎内市東本町22番10	医療法人社団大浦整形外科医院	介護老人保健施設	平成25年5月23日	平成25年6月30日
至誠会	新潟県糸魚川市大字寺地3018番地	佐々木和	介護老人保健施設	平成25年5月29日	平成25年6月30日